

## 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 開催要綱

## 1. 開催の趣旨

社会福祉法人は、平成28年の社会福祉法改正により、公益性・非営利性を確保し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するため、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組を実施する責務規定の創設等の改革を進めてきた。

また、人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化している。

一方、我が国の人口動態を見ると、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速するなど、2040年に向けて、現役世代（担い手）の減少が課題となる中、中長期的に、人手不足などの問題が更に深刻化する恐れもある。

また、「経済政策の方向性に関する中間整理」（平成30年11月26日未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議）において、「経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。」とされている。

このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることや、「経済政策の方向性に関する中間整理」を踏まえ、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

## 2. 主な検討項目

- (1) 現役世代の減少が見込まれる中、複数の法人が事業の一部を協働化することにより、事業の効率性を高めるとともに、サービスの質の向上につなげている事例が存在することを踏まえ、更なる連携の促進方策等を検討する
- (2) 地域共生社会の実現において重要な役割を担う社会福祉法人について、「地域における公益的な取組」の促進に向けた検討を行う

## 3. 構成員等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 構成員のうち1人を座長として厚生労働省社会・援護局長が指名する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

## 4. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省社会・援護局長が開催し、庶務は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課において行う。
- (2) 検討会の議事は、原則として公開とする。